

上十三・十和田湖広域
定住自立圏の形成に関する協定書

十和田市・三沢市・小坂町

定住自立圏の形成に関する協定書

十和田市及び三沢市（以下「甲」という。）と小坂町（以下「乙」という。）は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱第4の規定によるものという。）を行った甲とそれに賛同した乙との間において、相互に役割を分担して、人口定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、及び充実させるとともに、地域活性化に努め、住民が安心して暮らし続けることができる定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する政策分野及び取組の内容並びに甲及び乙の役割分担）

第3条 前条に規定する政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に当たっての連携、協力及び経費負担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

- 2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、前条において規定するもののほか、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該経費を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する経費の負担については、その都度、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定の規定を変更しようとする場合は、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を相手方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面により行うものとし、これに議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があったときは、当該通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

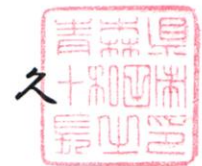
第7条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 24 年 10月 4日

甲 青森県十和田市西十二番町6番1号
十和田市

十和田市長 小山田



青森県三沢市桜町一丁目1番38号

三沢市

三沢市長 種市 一正



乙 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字尾樽部37番地2
小坂町

小坂町長 細越



別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療

① 地域医療ネットワークの充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
救急医療や高度医療を担う中核病院及び診療所の運営体制の充実に努める。	圏域内の医療機関の役割分担に応じた中核病院及び診療所の医療機能の維持、充実に努める。	乙と隣接する甲の区域の診療所の運営に応分の負担をするとともに、甲と連携して、診療所の適切な利用に関する乙の住民への普及啓発に努める。

(2) 福祉

① 子育て支援の充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における子育て支援を充実させるため、保育所の広域入所を推進する。	保育所の保育サービスの維持、充実に努めるとともに、乙と隣接する甲の区域の保育所の広域入所に関する連携に取り組む。	乙と隣接する甲の区域の保育所の運営に応分の負担をするとともに、甲と連携して、保育所の適切な利用に関する乙の住民への普及啓発に取り組む。

(3) 教育

① 教育事務の委託

取組内容	甲の役割	乙の役割
教育サービスを効果的かつ効率的に実施するため、教育事務を連携して行う。	乙からの委託を受け、甲と隣接する乙の区域の教育事務を行う。	甲と隣接する乙の区域の教育事務を甲に委託する。

(4) 産業振興

① 広域観光の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内に存在する観光資源の魅力を活かした広域的な観光ルートの設定を行うとともに、情報発信等を行う。	乙、観光産業に関わる民間企業及び関係団体と連携して、圏域内に存在する様々な観光資源の魅力を活かした広域的な観光ルートの設定を行うとともに、情報発信等を行う。	甲、観光産業に関わる民間企業及び関係団体と連携して、圏域内に存在する様々な観光資源の魅力を活かした広域的な観光ルートの設定を行うとともに、情報発信等を行う。

(5) 防災・消防

① 災害時相互応援体制の構築

取組内容	甲の役割	乙の役割
隣接する区域における消防出動について、相互応援体制を構築し、到着時間の短縮及び効率的な部隊運用により初動体制の強化を図る。	甲と隣接する乙の区域で火災等が発生した場合、応援出動をする。	乙と隣接する甲の区域で火災等が発生した場合、応援出動をする。

(6) ライフライン

① 簡易水道の共同利用の研究・検討

取組内容	甲の役割	乙の役割
効果的かつ効率的な簡易水道の運営を図るため、共同利用に関する研究・検討を行う。	乙と連携して、甲と隣接する乙の区域における簡易水道の共同利用に関する研究・検討を行う。	甲と連携して、乙と隣接する甲の区域における簡易水道の共同利用に関する研究・検討を行う。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 公共施設の相互利用の促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域住民の学習活動、文化活動及びスポーツ活動等の拡充を図るため、圏域市町村が設置する運動施設及び文化・社会教育施設等の相互利用を促進する。	甲が所有する公共施設について、甲の住民が負担する使用料との調整を図り、圏域の住民及び団体による利用を促進する。	乙が所有する公共施設について、乙の住民が負担する使用料との調整を図り、圏域の住民及び団体による利用を促進する。

(2) 圏域内の交流促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
各種イベント情報等を相互に共有・活用することにより、圏域住民の交流の促進及び圏域の活性化を図る。	乙と連携して、圏域内で実施する各種イベントについて、甲の住民への周知宣伝を行い、相互交流を促進する。	甲と連携して、圏域内で実施する各種イベントについて、乙の住民への周知宣伝を行い、相互交流を促進する。

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 人材育成

取組内容	甲の役割	乙の役割
職員の資質向上と職員間のネットワークを強化するため、合同研修及び人事交流を行う。	ア 甲が実施する研修に、圏域内の職員の参加機会を提供する。 イ 必要に応じて職員の圏域相互派遣を行う。	ア 乙が実施する研修に、圏域内の職員の参加機会を提供する。 イ 必要に応じて職員の圏域相互派遣を行う。